

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」について

2024年7月1日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 改正の趣旨

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第317号）により特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条が改正され、特別児童扶養手当証書が廃止されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第2条及び第12条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第37条において所要の改正を行うものです。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

3. その他

本件は、本日公布され、施行されたところです。